㈠　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成25年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）（専門試験の出題分野は別記のとおりとする。）

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　平成24年６月10日（日）

⑶　試験地

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」札幌市、仙台市、秋田市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

イ　試験の区分「保護観察官」札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び福岡市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成24年７月３日（火）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（以下「人事院事務総局等」という。それぞれの所在地は10⑴に掲げる。）における掲示又は人事院事務総局等に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」人物試験、身体検査及び身体測定（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

イ　試験の区分「保護観察官」人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成24年７月17日（火）から７月19日（木）までの間の指定する日

⑶　試験地

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、堺市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

イ　試験の区分「保護観察官」札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び福岡市

8　最終合格者発表　平成24年８月22日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　郵送又は持参による申込みの場合

①　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、次に掲げる人事院の地方事務局及び沖縄事務所のほか法務省各矯正管区、各少年院、各少年鑑別所及び各地方更生保護委員会において交付する。

（名　称）	（所在地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0068　高松市松島町１―17―33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11－１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

②　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の申込先に提出すること。

なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

ア　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」、「矯正心理専門職Ｂ」、「法務教官Ａ」、「法務教官Ｂ」、「法務教官Ａ（社会人）」及び「法務教官Ｂ（社会人）」

（第１次試験の試験地）	（申込先）		
札幌市	法務省札幌矯正管区	〒007―0801	札幌市東区東苗穂１－２－５－５
仙台市、秋田市	法務省仙台矯正管区	〒984―0825	仙台市若林区古城３―23―１
東京都	法務省東京矯正管区	〒330―9723	さいたま市中央区新都心２－１
名古屋市	法務省名古屋矯正管区	〒461―0011	名古屋市東区白壁１―15―１
大阪市	法務省大阪矯正管区	〒540―0008	大阪市中央区大手前４－１－67
広島市	法務省広島矯正管区	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
高松市	法務省高松矯正管区	〒760―0033	高松市丸の内１－１
福岡市	法務省福岡矯正管区	〒813―0036	福岡市東区若宮５－３―53
那覇市	那覇少年鑑別所	〒900―0036	那覇市西３―14―20

イ　試験の区分「保護観察官」

（第１次試験の試験地）	（申込先）		
札幌市	北海道地方更生保護委員会	〒060―0042	札幌市中央区大通西12
仙台市	東北地方更生保護委員会	〒980―0812	仙台市青葉区片平１－３－１
東京都	関東地方更生保護委員会	〒330―9725	さいたま市中央区新都心２－１
名古屋市	中部地方更生保護委員会	〒460―0001	名古屋市中区三の丸４－３－１
大阪市	近畿地方更生保護委員会	〒540―0008	大阪市中央区大手前４－１－76
広島市	中国地方更生保護委員会	〒730―0012	広島市中区上八丁堀２―31
高松市	四国地方更生保護委員会	〒760―0033	高松市丸の内１－１
福岡市	九州地方更生保護委員会	〒810―0073	福岡市中央区舞鶴２－５―30